

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	13	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他（都市計画税）</u>		
要望項目名	浸水被害軽減地区の指定に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効果があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を、水防管理者が水防法（昭和24年法律第193号）に基づき浸水被害軽減地区として指定する際に、当該資産に係る固定資産税及び都市計画税を減免することにより、洪水等による社会経済被害の最小化を実現する取組を促進するもの。</p> <p>・ 特例措置の内容 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合（参酌基準：2/3）とする</p> <p>・ 要望の内容 本特例措置の適用期限を3年間（令和11年3月31日まで）延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第36項 水防法第15条の6</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - (-) [平年度] - (▲1.1) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 浸水被害軽減地区制度は、平成27年の関東・東北豪雨等の豪雨災害を踏まえ、平成29年の水防法改正により創設され、浸水の拡大を抑制する効果のある輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を浸水被害軽減地区として指定し、浸水被害の軽減を図るものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成30年西日本豪雨、令和元年東日本豪雨など全国各地で堤防決壊を伴う豪雨災害が頻発し、河川内だけでの洪水防御が限界であることを露呈した。このような状況を踏まえ、令和3年5月には、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（流域治水関連法）が公布される等、堤防等の施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、河川流域全体のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策に取り組む「流域治水」へと治水政策が転換された。 特に、流域の遊水機能を保全し浸水被害を軽減する対策を強化する中で、家屋等の浸水被害を抑制する盛土構造物等を、浸水被害軽減地区として指定することで浸水防御機能の保全を図ることが重要である。 また、流域治水としてきめの細かい浸水対策を推進するため、浸水の生じやすさと浸水の発生する頻度を一元的に示した水害リスクマップを新たに整備し、これを活用して高頻度の浸水被害を抑制する効果のある盛土構造物を調査・抽出し、浸水被害軽減地区への指定を進めていく。 これらの指定の取組を進めるにあたっては、民有地における地権者の理解が不可欠であり、地権者へのインセンティブを与える本特例措置の延長は、流域治水を推進していくうえでも必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定） 第3章 国土強靱化の推進方針 (10) 国土保全</p> <p>① 地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対して、・・・(中略)・・・ハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、・・・(中略)・・・等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。</p> <p>また、これらの対策を将来的な気候変動の影響を踏まえて効果的に実施するための・・・(中略)・・・社会資本整備や土地利用に係る様々な取組の実施に当たって、民間の参入や投資の拡大も取り込みながらグリーンインフラを波及させることにより、自然環境が有する機能の持続的な発揮に努める。</p> <p>② 将来的な降雨量の増加、潮位の上昇等の気候変動による変化の予測も考慮し、・・・(中略)・・・関係府省庁や地方公共団体等との緊密な連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据えた事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する。</p>
		政策の達成目標	令和3年の流域治水関連法の整備に伴い、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」への転換を踏まえ、洪水氾濫の際に浸水拡大を抑制する効果のある自然堤防や輪中堤等について、全国の河川管理者による調査を進め、そのうち地区指定の見込みが高い箇所として全国に9箇所存在していることを把握しているところである。これら全てを浸水被害軽減地区に指定することで、流域治水の実現に不可欠な本制度の普及を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和8年4月1日～令和11年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	浸水被害軽減地区の候補地となる9箇所全てを浸水被害軽減地区に指定
		政策目標の達成状況	平成29年の制度創設以降、1箇所を浸水被害軽減地区に指定
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和10年度末までに4箇所（9箇所のうち民有地を含む候補地）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	浸水被害軽減地区に指定されることにより、本来土地所有者が私的に利用できる土地において、盛土等の浸水被害を軽減する機能を阻害する行為が届出の対象になることで、盛土等の土地の形状を変更する行為に制限を課すこととなる。このため、当該地区の指定を促進するためには、当該地区の土地所有者の負担軽減を図る本特例措置が必要である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	浸水被害軽減地区の候補となる自然堤防や輪中堤等により守られる背後地の人口や資産は場所によって様々であるが、これらの地価は周辺の人口や資産との関連性が強く、減災効果が大きな箇所ほど浸水被害軽減地区の土地所有者が受益する固定資産税及び都市計画税の減免額が大きくなり、重要性が高い箇所に対しては特に大きな効果を発揮することが期待される。それゆえ、場所を問わず、一律の額を補助する予算制度ではなく、本特例措置が妥当である。また、今後の気候変動により豪雨災害等の激甚化・頻発化が予測される中、民有地を含めた流域の自然堤防等の保全や流域の浸水特性を考慮した浸水被害軽減は、流域治水の推進に不可欠であることから、浸水被害軽減地区の指定促進を図る本特例措置が必要である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	<p>固定資産税</p> <p>適用実績：令和元年度 — 減収額 —</p> <p>令和2年度 0件 減収額 0円</p> <p>令和3年度 0件 減収額 0円</p> <p>令和4年度 0件 減収額 0円</p> <p>令和5年度 0件 減収額 0円</p> <p>都市計画税</p> <p>適用実績：令和元年度 — 減収額 —</p> <p>令和2年度 0件 減収額 0円</p> <p>令和3年度 0件 減収額 0円</p> <p>令和4年度 0件 減収額 0円</p> <p>令和5年度 0件 減収額 0円</p> <p>【出典】「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第217回国会提出）」</p>
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>固定資産税</p> <p>① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格）</p> <p>② 適用実績（千円）：令和3年度 0千円</p> <p>令和4年度 0千円</p> <p>令和5年度 0千円</p> <p>都市計画税</p> <p>① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格）</p> <p>② 適用実績（千円）：令和3年度 0千円</p> <p>令和4年度 0千円</p> <p>令和5年度 0千円</p>
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	浸水被害軽減地区に指定されることにより、本来土地所有者が私的に利用できる土地において、盛土等の浸水被害を軽減する機能を阻害する行為が届出の対象になることで、盛土等の土地の形状を変更する行為に制限を課すこととなる。このため、当該地区の指定を促進するためには、当該地区の土地所有者の負担軽減を図る本特例措置が必要である。
	前回要望時の達成目標	令和7年度末までに12箇所

<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>これまで、浸水拡大の抑制効果が見込まれる 12 箇所の盛土構造物を抽出し、水防管理者と浸水被害軽減地区の指定の調整を行ってきた。しかしながら、形状の連続性がなく指定による浸水被害の軽減効果が認められない地区や公有地のため土地の形状等の変更の可能性が低い地区という理由などにより浸水被害軽減地区の指定に至っていない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>令和 2 年度 創設 令和 5 年度 3 年間延長</p>